

北茨城市事業継続支援一時金

新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格及び物価の高騰の影響を受け、事業収入が減少している中小事業者の経営継続を支援するため、一時金を交付します。

●対象者

- ①北茨城市内に事業所を有する宿泊業以外の中小企業者及び個人事業主又は北茨城市内に住所を有する宿泊業以外の個人事業主

※宿泊業は別に支援策を設けております。

- ②下記の a, b のいずれかに該当すること

a. 令和4年4月から9月までのいずれかの月に係る事業収入において、平成31年から令和3年までのいずれかの年の同月の事業収入と比較して、**30%以上減少した月があること。**

b. 令和4年4月から9月までの経常利益^(注1)の合計が、平成31年から令和3年までのいずれかの経常利益の1/2と比較して**10%以上減少していること。**

(注1)青色申告の場合は決算書の③の金額、白色申告の場合は収支内訳書の⑩の金額

※その他要件あり

●支給額

一律20万円 1事業者につき1回限り

●申請期間

令和4年10月3日(月)～令和5年1月31日(火)



●申請方法

下記の書類を揃えて北茨城市商工観光課まで提出または郵送してください。

(1)申請書兼請求書

北茨城市商工観光課及び北茨城市商工会に書類がございます。

北茨城市のホームページからもダウンロードすることができます。

(2)直近の確定申告書の写し

(3)対象月(R4)の事業収入を証する書類^(注2)及び基準年(H31～R3)

における対象月と同月の事業収入を証する書類

経常利益を比較する場合は令和4年4～9月の経常利益を証する書類

及び基準年の経常利益を証する書類

(4)振込先の口座が確認できる書類

(5)現住所地における市税等に未納がないことが確認できる書類

(現住所地が市外の個人事業主の方のみ)

(注2)「証する書類」とは、帳簿、損益計算書、収支内訳書、法人事業概況説明書などです。



●詳しくは北茨城市のホームページで条件や必要書類等をご確認ください。

【問合せ】北茨城市商工観光課商工労政係(神長・横田) ☎43-1111(内線362)

※北茨城市商工会でも申請の支援をしております。お気軽にご相談ください。(42-2511)